様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

武雄市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）本人が自署（手書き）する場合は押印不要。

（本人が自署しない場合は押印が必要）

武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付申請書

　武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたいので、武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 西暦　　　年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 単身 |  | 世帯 |  | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業（一般） |  | 就業（専門） |  | 上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |
| テレワーク |  | 起業 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |  |
| 別紙２「武雄市東京圏移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |  |
| 申請日から５年以上継続して、武雄市に居住する意思について | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |  |
| （就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |  |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |  |

※　各種確認事項のＢ．に〇を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京２３区内の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区内での在勤履歴

※　５年以上（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等へ就職した場合は、通学期間と通算することも可）の在勤履歴を記載

※　東京２３区内での在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（武雄市使用欄） | 　　 |

別紙１

武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　武雄市東京圏移住支援事業に関する報告及び立入調査について、武雄市から求められた場合には、それに応じます。

２　申請者及びその世帯員は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。なお、武雄市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

⑴　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑶　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑷　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑸　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑹　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　次に掲げる場合は、武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　移住支援金の交付申請に当たり、虚偽の内容を申請した場合：全額

⑵　移住支援金の交付申請日から３年未満で市外に転出した場合：全額

⑶　移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合（就業の場合に限る。）：全額

⑷　佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定が取り消された場合：全額

⑸　移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に市外に転出した場合：半額

４　移住支援金の支給を受けた後に実施される武雄市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

別紙２

武雄市東京圏移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　武雄市は、武雄市東京圏移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、武雄市は、当該個人情報について、都道府県及び他の市区町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります